

南部町公開型・統合型 GIS 整備導入業務
特記仕様書

令和 8 年 2 月

南部町企画財政課

目次

第1章 総 則	4
第1条 (適用範囲)	4
第2条 (業務目的)	4
第3条 (準拠法令)	4
第4条 (疑義の解決)	4
第5条 (業務の指示及び監督)	5
第6条 (実施計画の承認及び変更)	5
第7条 (担当技術者の選任)	5
第8条 (貸与資料)	5
第9条 (作業経過の報告)	7
第10条 (業務の変更)	7
第11条 (関係機関との手続き及び折衝)	7
第12条 (損害賠償)	7
第13条 (著作権)	7
第14条 (守秘義務)	7
第15条 (個人情報の保護)	7
第16条 (運用終了時の処理及び引継ぎ)	8
第17条 (業務期間及び納入場所等)	8
第2章 業務概要	8
第18条 (業務概要)	8
第3章 資料収集整理	9
第19条 (資料収集整理)	9
第4章 システム構築	9
第20条 (システム概要)	9
第21条 (システム基本要件)	9
第22条 (システム利用環境)	11
第23条 (環境設定)	12
第24条 (データセンター要件)	12
第25条 (システムの非機能要件)	12
第5章 データ要件	13
第26条 (座標系及び測地成果)	13
第27条 (データの空間的範囲)	13
第28条 (空き家情報機能へのデータ取込)	13
第29条 (道路台帳管理機能へのデータ取込)	13
第30条 (下水道台帳管理機能へのデータ取込)	14
第6章 ソフトウェア・ミドルウェア等の調達	14
第31条 (ソフトウェア及びミドルウェア等の調達)	14

第 32 条	(民間地図データの調達)	14
第 33 条	(住宅地図データの調達)	14
第 7 章	数値図化	14
第 34 条	(要旨)	14
第 35 条	(作業計画)	14
第 36 条	(現地調査)	14
第 37 条	(数値図化)	15
第 38 条	(数値編集)	15
第 39 条	(補測編集)	15
第 40 条	(数地形図データファイル作成)	15
第 8 章	各種共用空間データ整備	15
第 41 条	(要旨)	15
第 42 条	(埋蔵文化財包蔵地データ整備)	15
第 43 条	(名勝・史跡・天然記念物データ整備)	16
第 44 条	(空き家バンク登録申請箇所データ整備)	16
第 45 条	(都市計画区域データ整備)	16
第 46 条	(都市計画用途区域等データ整備)	16
第 47 条	(子育て関連施設データ整備)	17
第 48 条	(オルソ画像データ整備)	17
第 49 条	(普通財産(土地)データ整備)	17
第 50 条	(普通財産(建物)データ整備)	17
第 51 条	(災害発生箇所データ整備)	17
第 52 条	(消火栓データ整備)	17
第 53 条	(防火水槽データ整備)	17
第 54 条	(防災行政用無線子局データ整備)	17
第 55 条	(集会施設データ整備)	18
第 56 条	(避難所データ整備)	18
第 57 条	(消防施設データ整備)	18
第 58 条	(投票所位置データ整備)	18
第 59 条	(ポスター掲示場位置データ整備)	18
第 60 条	(ゴミステーション位置データ整備)	18
第 61 条	(公衆無線 LAN アクセスポイントデータ整備)	18
第 62 条	(法定外公共物データ整備)	18
第 63 条	(町道網図データ整備)	19
第 64 条	(橋梁データ整備)	19
第 65 条	(下水道管渠データ修正)	19
第 66 条	(受益者負担金データ作成)	19
第 9 章	データ移行及びセットアップ等の各種要件	20

第 67 条	(統合型 GIS 及び公開型 GIS データ移行概要)	20
第 68 条	(下水道台帳管理機能データ移行概要)	21
第 69 条	(統合型 GIS 及び公開型 GIS データセットアップ概要)	22
第 70 条	(統合型 GIS データセットアップ)	23
第 71 条	(公開型 GIS データセットアップ)	23
第 72 条	(検索テーブルの設定)	24
第 10 章	操作研修及び操作マニュアルの作成.....	24
第 73 条	(操作研修)	24
第 74 条	(操作マニュアルの作成)	24
第 75 条	(管理者マニュアルの作成)	24
第 11 章	運用サポート	25
第 76 条	(システム運用保守)	25
第 77 条	(システム運用支援)	25
第 12 章	成果品等	26
第 78 条	(完了検査及び成果品)	26

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

本仕様書は、南部町（以下「発注者」という。）が委託する「南部町公開型・統合型 GIS 整備導入業務（以下「本業務」という。）」に適用するものである。

第2条 (業務目的)

本業務は、発注者が保有する既存の各種地理情報をデジタル化及びデータ変換し、統合型地理情報システム（以下、「統合型 GIS」という。）等に搭載することによって、庁内で共有すべき情報の流通をより活性化させ、職員の様々な業務を効率化及び高度化することで、業務負担の軽減及びワンストップサービスなどによる住民サービスの向上を実現するものである。また、統合型 GIS に格納した各種地理情報を公開型地理情報システム（以下、「公開型 GIS」という。）を用いてインターネット配信することにより、地域住民や民間企業が来庁しなくても必要な情報を身近な端末等で参照できる環境を構築することで、さらなる住民サービスの拡充・向上を図ることを目的とする。

第3条 (準拠法令)

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか以下の関係法令に準拠して行うものとする。

- (1) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- (2) 測量法施行令（昭和 24 年政令第 322 号）
- (3) 測量法施行規則（昭和 24 年建設省令第 16 号）
- (4) 国土交通省公共測量作業規程（平成 28 年 3 月 31 日国国地第 190 号）
- (5) 作業規程の準則（平成 20 年 3 月 31 日国土交通省告示第 413 号）
- (6) 地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年 5 月 30 日法律第 63 号）
- (7) 電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針（平成 26 年 3 月）
- (8) 総務省 GIS 推進指針（平成 20 年 3 月）
- (9) 地域情報プラットフォーム標準仕様_GIS 共通サービス標準仕様
(APPLIC-0002-2018)
- (10) GIS 共通サービス基本提案書 (APPLIC-0009-2010-06)
- (11) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年号外法律第 57 号）
- (12) 南部町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年 3 月 6 日条例第 12 号）
- (13) 南部町財務規則（平成 18 年 1 月 1 日規則第 50 号）
- (14) その他関係法令

第4条 (疑義の解決)

本仕様書の各項について、疑義又は定めのない事項が生じたときは、発注者及び受託者（以下、「受注者」という。）の協議により解決するものとする。

第5条 (業務の指示及び監督)

受注者は本業務を実施するにあたり、発注者の指定する監督職員と密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

第6条 (実施計画の承認及び変更)

受注者は業務着手に先立ち、本仕様書に基づき以下の書類を発注者に提出するとともに、発注者の承認を受けなければならない。また、その内容を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 工程表
- (3) 着手届
- (4) 主任技術者届
- (5) 担当技術者届
- (6) 照査技術者届
- (7) その他必要な書類

第7条 (担当技術者の選任)

本業務の実務に携わる技術者として、主任技術者及び各システムの担当技術者を選任するものとする。また、本業務で扱う各種地理情報を精査する技術者として、併せて照査技術者を選任するものとする。各技術者の条件は以下のとおりとする。

- (1) 主任技術者
 - ① LGWAN-ASP による統合型 GIS 及びインターネットを用いた ASP 方式による公開型 GIS の構築実績を有すること
 - ② 測量士又は空間情報総括監理技術者の資格を有すること
- (2) 担当技術者（公開型 GIS）
 - ① ASP 方式による公開型 GIS の構築実績を有すること
- (3) 担当技術者（統合型 GIS）
 - ① LGWAN-ASP による統合型 GIS の構築実績を有すること
- (4) 担当技術者（下水道台帳管理機能）
 - ① LGWAN-ASP による下水道台帳管理機能の構築実績を有すること
- (5) 担当技術者（道路台帳管理機能）
 - ① LGWAN-ASP による道路台帳管理機能の構築実績を有すること
- (6) 担当技術者（空き家管理機能）
 - ① LGWAN-ASP による空き家管理機能の構築実績を有すること
- (7) 照査技術者
 - ① LGWAN-ASP による統合型 GIS 及びインターネットを用いた ASP 方式による公開型 GIS の構築実績を有すること
 - ② 空間情報総括監理技術者の資格を有すること

第8条 (貸与資料)

本業務に必要な資料は以下のとおりとし、発注者より受注者へ貸与するものとする。受注者は資料について貸与を受ける際に発注者へ借用書を提出するものとし、貸与品の取り扱い及び保管については、紛失・破損等のないよう十分注意して取り扱うとともに、業務終了後は速やかに発注者に返納するものとする。また、貸与資料等については発注者の許可なく複製してはならず、本業務以外での使用をしてはならない。

- (1) 令和 6 年度評価替（基本資料作成）業務 成果品
- (2) 空き家実態調査業務 成果品
- (3) 埋蔵文化財包蔵地関連資料（紙媒体若しくは PDF 形式）
- (4) 名勝・史跡・天然記念物関連資料（紙媒体若しくは PDF 形式）
- (5) 空き家バンク登録申請箇所情報（Excel 形式）
- (6) 都市計画区域関連資料（紙媒体若しくは PDF 形式）
- (7) 都市計画用途区域関連資料（紙媒体若しくは PDF 形式）
- (8) 子育て関連施設情報（Excel 形式）
- (9) 地番現況図データ（Shape 形式）
- (10) 家屋現況図データ（Shape 形式）
- (11) 空中写真データ（TIFF 形式等・H25、H28、H31、R4 年度）
- (12) 地籍調査完了筆データ（Shape 形式）
- (13) 普通財産（土地）データ（Excel 形式）
- (14) 普通財産（建物）データ（Excel 形式）
- (15) 災害発生箇所情報（PDF 形式）
- (16) 浸水想定区域データ（Shape 形式）
- (17) 土砂災害警戒区域データ（Shape 形式）
- (18) 土砂災害特別警戒区域データ（Shape 形式）
- (19) 消火栓関連資料（紙媒体若しくは PDF 形式）
- (20) 防火水槽関連資料（紙媒体若しくは PDF 形式）
- (21) 防災行政用無線子局情報（Excel 形式）
- (22) 集会施設情報（Excel 形式）
- (23) 避難所情報（Excel 形式）
- (24) 消防施設情報（Excel 形式）
- (25) 投票所位置情報（Excel 形式）
- (26) ポスター掲示場位置情報（Excel 形式）
- (27) ゴミステーション位置関連資料（紙媒体若しくは PDF 形式）
- (28) 農振農用地データ（Shape 形式）
- (29) 農業用施設用地データ（Shape 形式）
- (30) 農業振興地域界データ（Shape 形式）
- (31) 公衆無線 LAN アクセスポイント情報（Excel 形式）
- (32) 空き家データ（Shape 形式）
- (33) 法定外公共物情報（紙媒体若しくは PDF 形式）
- (34) 道路台帳管理機能搭載データ（DXF 形式）
- (35) 下水道台帳管理機能搭載データ（Shape 形式）
- (36) 空家等台帳データ（Excel 形式）

- (37) 町道網図（紙媒体若しくは PDF 形式）
- (38) 橋梁台帳図（紙媒体若しくは PDF 形式）
- (39) 受益者負担金リスト（Excel 形式）
- (40) その他関係資料

第9条 （作業経過の報告）

本業務の実施期間中において、受注者は発注者と緊密な連絡を保ち作業を遂行しなければならない。打合せ事項について、受注者は「打合せ記録簿」をその都度作成し、発注者と受注者で 1 部ずつ保管するものとする。

第10条 （業務の変更）

本業務の契約期間中において、本業務に対する法律・通達等の改正が行われた場合、又は発注者の指示により業務の追加等が行われた場合は、発注者と受注者が協議して業務内容の変更を行うものとする。なお、それに伴い発生する委託期間、業務委託料等の変更も双方協議して定めるものとする。

第11条 （関係機関との手続き及び折衝）

本業務実施に必要な関係官庁及び部署との手続きは、すべて受注者の責任において行うものとする。また、折衝をする場合は、受注者は発注者との協議の上で発注者の指示を受けて速やかに処理し、その内容について書面をもって発注者に報告するものとする。

第12条 （損害賠償）

本業務の実施中に生じた諸事故及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従うものとする。また、損害賠償の責任は受注者が負うものとする。

第13条 （著作権）

本業務で得られた成果及び中間成果は発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく外部に貸与又は公開してはならない。なお、本業務で導入するソフトウェアの著作権は開発元に帰属し、発注者は当該プログラムの使用権を帰属させるものとする。

第14条 （守秘義務）

受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはいけない。また、発注者の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び委託業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

第15条 （個人情報の保護）

本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

また、本業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。

第16条（運用終了時の処理及び引継ぎ）

本業務で構築したシステムの運用終了時には、搭載した全てのデータを取り出し、発注者が指定するフォーマットにて電子記録媒体に格納して引き渡すこととする。その際、当該システムにおいて関連付けがなされたデータが存在する場合は、その関係性が分かるような資料若しくはデータを発注者に提出するものとする。また、引継ぎのためのデータを発注者が確認した際、受注者は速やかに当該システムのデータを完全に消去し、その結果を発注者に報告すること。これらの作業を行うにあたり、受注者に発生する費用については、原則受注者が負担するものとする。

第17条（業務期間及び納入場所等）

本業務の業務期間及び納入場所等は以下のとおりとする。

- (1) 業務期間
 - ① 契約締結日から令和9年1月25日（月）まで
- (2) システム稼働時期
 - ① システム仮稼働日 令和9年1月4日（月）
 - ② システム本稼働日 令和9年2月1日（月）
- (3) 納入場所
 - ① 南部町役場企画財政課
- (4) 導入後の契約形態
 - ① 令和9年2月1日（月）からのシステム利用料及び保守費に係る契約を締結予定

第2章 業務概要

第18条（業務概要）

本業務の概要は、以下のとおりとする。なお、本業務で各種システムの構築等を行う際、関連するプログラム改修等の必要が生じた場合には、全て受注者の負担により適切な対応を取るものとする。

- (1) 計画準備・資料収集整理
- (2) システム構築
- (3) データ要件
- (4) ソフトウェア・ミドルウェアの調達
- (5) 数値図化
- (6) 各種共用空間データ整備
- (7) データ移行及びセットアップ等の各種要件
- (8) 操作研修及び操作マニュアルの作成
- (9) 運用サポート
- (10) 構築に係る検証環境

第3章 資料収集整理

第19条 (資料収集整理)

受注者は本業務を実施するにあたり、第8条に記載された資料をはじめとする必要な各種資料について発注者より貸与を受け、内容に関して精査するとともに、後続作業を進める上で必要なデータ変換等の処理を行うものとする。

第4章 システム構築

第20条 (システム概要)

本業務で構築するシステムは、地域住民等がインターネットを用いて公開されている情報を地図上で参照できる公開型GIS、庁内のLGWAN系ネットワークに接続された各種端末において職員が利用可能な統合型GIS、空き家情報を管理する空き家情報管理機能、道路情報を管理する道路台帳管理機能、下水道施設情報を管理するための下水道台帳管理機能の計5システムとする。また、全てのシステムは相互に連携が可能な仕様であるものとし、一元的な管理・運用を行うことで、効率的な運用管理及び迅速な情報公開を行える仕組みであることとする。

第21条 (システム基本要件)

(1) 公開型GIS

- ① インターネットを用いたASP方式の形態で運用するシステムであること。
- ② パソコン・タブレット端末・スマートフォン等を用いて、利用者が簡易に発注者の保有する施設や区域等の情報を地図上で参照できる仕組みにより、地域住民等の利便性向上を図ることができるサービスであること。
- ③ 公開型GISに求める機能の詳細については、「別紙1-1～3 公開型GIS機能要件確認表」を参照すること。

(2) 統合型GIS

- ① LGWAN-ASP方式で運用するシステムであること。
- ② アプリケーションは受注者が開発したものであること。
- ③ 一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)が推進する地域情報プラットフォーム(GISユニット製品)に準拠した登録製品であること。
- ④ 同時に10台以上のユーザがアクセスした場合でも変わらないレスポンスを保てること。
- ⑤ 統合型GISに求める機能の詳細については、「別紙2 統合型GIS機能要件確認表」を参照すること。

(3) 空き家情報管理機能

- ① LGWAN-ASP方式で運用するシステムであること。
- ② アプリケーションは受注者が開発したものであること。
- ③ 統合型GISと地理空間情報をリアルタイムで共有可能な仕組みであること。

④ 同時に 2 台以上のユーザがアクセスした場合でも変わらないレスポンスを保てること。

⑤ 空き家情報管理機能の詳細については、「別紙 3 空き家情報管理機能要件確認表」を参照すること。

(4) 道路台帳管理機能

① LGWAN-ASP 方式で運用するシステムであること。

② アプリケーションは受注者が開発したものであること。

③ 統合型 GIS と地理空間情報をリアルタイムで共有可能な仕組みであること。

④ 同時に 2 台以上のユーザがアクセスした場合でも変わらないレスポンスを保てること。

⑤ 道路台帳管理機能の詳細については、「別紙 4 道路台帳管理機能要件確認表」を参照すること。

(5) 下水道台帳管理機能

① LGWAN-ASP 方式で運用するシステムであること。

② アプリケーションは受注者が開発したものであること。

③ 統合型 GIS と地理空間情報をリアルタイムで共有可能な仕組みであること。

④ 同時に 2 台以上のユーザがアクセスした場合でも変わらないレスポンスを保てること。

⑤ 下水道台帳管理機能の詳細については、「別紙 5 下水道台帳管理機能要件確認表」を参照すること。

(6) 各システム共通

① 基本的にカスタマイズを要しないパッケージシステムであるものとし、運用期間中に公開される OS やブラウザの最新バージョンに追加費用なしで対応できるとともに、定期的なバージョンアップ等により常に最適な状態でシステムの利用ができること。

② 統合型 GIS で作成、編集したデータを公開型 GIS で公開する際は、発注者からの指示に基づき受注者が公開処理を行えるだけでなく、受注者を介さずに発注者が直接情報公開処理を行うことも可能な仕組みであること。

③ 操作性に優れ、ストレスなく地図遷移や画面展開等が可能であり、動作速度に支障を来すことなく運用可能な仕組みであること。

④ 利用者にとって分かりやすい操作体系と機能配置により、マニュアル等を見なくても利用可能なインターフェースであること。

⑤ 公開型 GIS 及び統合型 GIS の双方でポータルサイトを設けること。

⑥ データバックアップについて、適切な時期に実施できる機能を設けること。

⑦ レイヤを追加する数に制限がないこと。ただし、添付ファイル等も含めたファイルの合計サイズがデータセンター上のストレージ上限に達する可能性がある場合には、必要な対処方法について発注者と受注者で協議するものとする。

⑧ 表示する地理情報に応じて、背景として使用する地図情報を任意に選択で

- きること。
- ⑨ システムの導入・運用保守は受注者が単独で完結できること。
 - ⑩ システム及びデータ保護のため、バックアップや二重化等の措置を講じ、障害発生時にシステムの早期復旧に備えた仕組みを有していること。
 - ⑪ データの正当性を担保するため、公開型 GIS の一般ユーザを除き、ID とパスワードによるユーザ認証とユーザの操作権限設定ができる仕組みを有すること。
 - ⑫ 外部からの攻撃や侵入を防ぐためにウィルス対策ソフトを導入する等のセキュリティ対策を講じること。
 - ⑬ 利用ログを取得・管理・分析することにより、問題の検知や発生有無を判断できること。

第22条（システム利用環境）

本業務で構築する各種システムの利用環境については、以下のとおりとする。

(1) 公開型 GIS

- ① 利用端末
 - ・インターネット接続可能なパソコン若しくはタブレット端末、スマートフォン等のモバイル端末とする。
- ② ライセンス
 - ・利用するクライアント数に制限がないライセンスフリーとする。
- ③ クライアント
 - ・パソコンの OS は、Windows11 に対応すること。
 - ・Web ブラウザは、MicrosoftEdge、Firefox、Safari、GoogleChrome を推奨対応とし、主要な Web ブラウザで利用が可能であること。
 - ・タブレット端末、スマートフォンの OS は、Android11 以降、iOS14 以降のいずれにも対応すること。
 - ・利用者が公開型 GIS を使用する際には、事前に特別なアプリケーションやプラグイン等のインストールを必要としないこと。

(2) 統合型 GIS・各種関連機能システム

- ① 利用端末
 - ・既存の LGWAN 系ネットワークに接続された端末機（約 200 台）
- ② ライセンス
 - ・システムへの同時アクセス数は、第 21 条に記載のとおり。
- ③ クライアント環境
 - ・クライアント環境は、以下のスペックを目安とする。

項目	内 容
Web ブラウザ	MicrosoftEdge
OS	Windows10、11
CPU	3.00GHz 相当
メモリ	8GB 以上
回線速度	100Mbps (ベストエフォート)

- ・ソフトウェアについては、インストールを行う際に府内 LAN のクライアント PC に影響を及ぼさないこと。また、実行環境として .Net Framework の使用は可とするが、バージョンについては事前に発注者と協議により決定すること。

第23条（環境設定）

各種システムの構築を行う際に付随する環境設定については、以下のとおりとする。なお、本条に記載のない事項等については、発注者と受注者で協議により決定するものとする。

(1) 公開型 GIS

- ① インターネットにて利用する際のウェブ上の画面デザインに関する設定を行うものとする。
- ② 公開型 GIS 上には利用上の注意及び利用条件等を表示するものとする。
- ③ 利用条件等については、受注者が案を作成し、発注者と受注者の協議により決定するものとする。

(2) 統合型 GIS・各種関連機能システム

- ① システムへのアクセス時に認証するためのユーザ ID 及びパスワードを設定するものとする。
- ② ユーザ設定に基づき、閲覧・編集・出力等に関する権限設定を行うものとする。

第24条（データセンター要件）

本業務で構築するシステムを稼働させるために必要なサーバを設置するデータセンターについては、「別紙 6 データセンター要件仕様書」に記載された要件を満たすものとする。

第25条（システムの非機能要件）

本業務で構築する各種システムの非機能要件については、以下の要件を満たすものとする。なお、本条に記載のない事項等については、発注者と受注者で協議により決定するものとする。

(1) システム運用時間

- ① 原則 24 時間 365 日の連続稼働とすること。
- ② やむを得ない事情により、システムの全部又は一部を停止する場合は、2 週間前までに発注者へ連絡すること。

(2) セキュリティ

- ① 第三者による不正アクセスや情報改ざん等がないよう、必要なセキュリティ措置を講じること。
- ② OS のセキュリティパッチ等は、システム構築時の最新版を適用すること。また、システム導入後も新たにリリースされるセキュリティパッチ等を速やかに適用すること。
- ③ 機器の標準時間を同期する仕組みを有すること。

- ④ 公開型 GIS・統合型 GIS 及び関連機能システムについて、ウィルス対策を講じること。
- (3) データの保全性
- ① 誤操作等による重要データ消去を避けるために必要な対策措置を講じること。
 - ② データの整合性を確保するため、更新処理を行う際には十分なデータチェックを行うこと。なお、エラー等により処理が中断された場合には、データの処理実行前の状態に戻すこと。
- (4) データの機密性
- ① データのアクセス権限をもつ職員のみが利用できる仕組みとする。
 - ② システム管理機能にてアクセス権限を付与し、かつ更新できるものとする。
 - ③ 不正アクセス及びシステム障害等について、その原因解明のために必要な証跡（アクセスログ等）を記録すること。

第5章 データ要件

第26条（座標系及び測地成果）

本業務で整備する各種地理情報の座標系等に関する位置基準については、以下のとおりとする。また、JGD2011 以前の基準で整備されているデータを移行する際には、必要に応じて適宜変換処理等を行うものとする。

- (1) 空間範囲 : 青森県南部町
- (2) 準拠する測地系 : 世界測地系（JGD2024）
- (3) 水平位置の座標系 : 平面直角座標系第X系
- (4) 垂直位置の座標系 : 東京湾平均海面（T.P.）を基準とする高さ

第27条（データの空間的範囲）

本業務で整備する地理情報の空間的範囲は、南部町全域を対象とする。ただし、公開型 GIS 等に搭載する背景図データに関して南部町外の情報が必要と思われる場合には、適宜提案により必要なデータを搭載すること。

第28条（空き家情報機能へのデータ取込）

本業務で構築する空き家情報機能については、既存システムからのデータ移行及び空き家実態調査の成果品データから必要なデータを搭載することで、初期データを整備するものとする。データセットアップに際しては、発注者と受注者で協議するものとする。

第29条（道路台帳管理機能へのデータ取込）

本業務で構築する道路台帳管理機能については、既存システムからのデータ移行及び既存システムのデータ修正等を行うことで、初期データを整備するものとする。データセットアップに際しては、発注者と受注者で協議するものとする。

第30条（下水道台帳管理機能へのデータ取込）

本業務で構築する下水道台帳管理機能については、既存システムからのデータ移行及び既存システムのデータ修正等を行うことで、初期データを整備するものとする。データ修正等の作業については後述する第8章を参照するものとし、不明点等については発注者と受注者で協議するものとする。

第6章 ソフトウェア・ミドルウェア等の調達

第31条（ソフトウェア及びミドルウェア等の調達）

本業務で構築するシステムは原則受注者が開発したパッケージのシステムであることとし、システムの構築・稼働に必要なミドルウェア等については、基本的に受注者の負担により調達するものとする。

第32条（民間地図データの調達）

公開型 GIS で使用する背景図及び位置情報検索用のデータベースとして、民間地図データを調達するものとする。民間地図データは南部町全域をカバーできるものであることとし、ライセンスフリーかつ使用期間中のデータ更新を受注者の負担により行えるものであるものとする。

第33条（住宅地図データの調達）

統合型 GIS で使用する背景図及び位置情報検索用のデータベースとして、住宅地図データを調達するものとする。住宅地図データは株式会社ゼンリン製「Zmap-TOWNII」とし、同時使用 10 台による買取契約で調達するものとする。なお、同等品を調達する場合は、発注者の承認を得た場合のみ、同等の機能を有する製品でも良いものとする。

第7章 数値図化

第34条（要旨）

第8条で貸与を受けた委託業務の成果品である空中写真撮影成果を用いて、南部町都市計画区域の数値地形図データファイルを数値図化（地図情報レベル 10000）により作成するものとする。また、後述する共用空間データ整備における都市計画情報を入力する際には、本章で整備する数値地形図データファイルを用いて作業を行うこととする。

第35条（作業計画）

本業務を遅滞なく実施するため、作業全体に係る実施計画を策定するものとする。また、後続の業務に支障をきたすことのないよう、人員やソフトウェア等の適切な配置を行うものとする。

第36条（現地調査）

貸与を受けた空中写真の画像データ等を参考に、地図情報レベル 10000 の図式に則

った地形図を作成するために必要な各種表現事項、名称等を現地において調査確認し、後続作業に必要な資料を作成するものとする。

第37条（数値図化）

数値図化に使用する図化機はデジタルステレオ図化機を用いるものとし、地図情報レベル 10000 に必要な地図情報を描画漏れのないように取得し、数値図化データを作成するものとする。

第38条（数値編集）

数値図化データに描画された地形・地物の形状、判読事項の誤りや脱落等の有無を確認し、編集装置となるグラフィックディスプレイ上で追加・削除・修正等の処理を行うことにより、数値編集データを作成するものとする。

第39条（補測編集）

数値編集データに表現されている重要な事項の確認及び必要部分の補備を現地においてトータルステーション等により行い、数値編集済データに追加・修正等の編集処理を行うことによって補測編集データを作成するものとする。

なお、現地補測において確認・補測すべき事項は以下のとおりとする。

- (1) 前条において生じた疑問事項及び重要な表現事項の確認・補測
- (2) 撮影経年変化部に関する事項の確認・補測
- (3) 境界及び注記の確認・補測
- (4) 各地形地物の表現の誤り及び脱落の確認・補測

第40条（数地形図データファイル作成）

前条までに取得したデータを所定の仕様に従って電子記憶媒体に記録し、数値地形図データファイルを作成するものとする。データファイルの形式は、DM 形式の他に、発注者が利用可能な形式として PDF 形式等のラスタデータも併せて用意するものとする。

第8章 各種共用空間データ整備

第41条（要旨）

第 8 条で貸与を受けた各種資料を基にして、公開型 GIS 及び統合型 GIS 等に搭載するために必要な共用空間データを整備するものとする。なお、各種共用空間データを整備する際には、各々の貸与資料の特性を踏まえた整備手法を探るものとし、各種データの参照権限及び編集権限等の設定については、各データの所管部署と協議するものとする。また、不明点等については、発注者と受注者で協議により決定するものとする。

第42条（埋蔵文化財包蔵地データ整備）

第 8 条で貸与を受けた紙媒体若しくは PDF 形式のデータを基にして、埋蔵文化財包

蔵地データを整備するものとする。整備対象は 152 箇所とし、整備する属性情報は以下のとおりとする。

- (1) 地図番号
- (2) 遺跡番号
- (3) 遺跡名
- (4) フリガナ
- (5) 所在地
- (6) 時代
- (7) 種別
- (8) 備考

第43条（名勝・史跡・天然記念物データ整備）

第 8 条で貸与を受けた紙媒体若しくは PDF 形式のデータを基にして、名勝・史跡・天然記念物データを整備するものとする。整備対象は 22 箇所とし、整備する属性情報は以下のとおりとする。

- (1) 地図番号
- (2) 番号
- (3) 名勝
- (4) 指定年月日
- (5) 所在地
- (6) 所有者及び保護団体

第44条（空き家バンク登録申請箇所データ整備）

第 8 条で貸与を受けた Excel 形式のデータを基にして、空き家バンク登録申請箇所データを整備するものとする。なお、属性情報は貸与されたデータに含まれる内容を用いて設定するものとする。

第45条（都市計画区域データ整備）

第 8 条で貸与を受けた紙媒体若しくは PDF 形式のデータを基にして、前章で整備した数値地形図データファイルを背景に、都市計画区域データを整備するものとする。

第46条（都市計画用途区域等データ整備）

第 8 条で貸与を受けた紙媒体若しくは PDF 形式のデータを基にして、前章で整備した数値地形図データファイルを背景に、都市計画用途区域等データを整備するものとする。用途区域には凡例に応じた着色設定のほか、以下の属性情報を整備するものとし、都市計画道路は道路形状に応じた図形データ及びラベルデータを整備するものとする。

- (1) 用途区分
- (2) 建ぺい率
- (3) 容積率
- (4) 面積

第47条（子育て関連施設データ整備）

第8条で貸与を受けたExcel形式のデータを基にして、子育て関連施設データを整備するものとする。なお、なお、属性情報は貸与されたデータに含まれる内容を用いて設定するものとする。

第48条（オルソ画像データ整備）

第8条で貸与を受けたTIFF形式等の空中写真データを変換し、過年度の撮影成果に基づくオルソ画像データを整備するものとする。整備する対象年度は以下のとおりとし、各種システムで参照する際の見やすさに配慮した設定及びデータ加工処理等を行うものとする。

- (1) 平成25年度
- (2) 平成28年度
- (3) 平成31年度
- (4) 令和4年度

第49条（普通財産（土地）データ整備）

第8条で貸与を受けたExcel形式のデータを変換し、普通財産（土地）データを整備するものとする。なお、属性情報は貸与されたデータに含まれる内容を用いて設定するものとする。

第50条（普通財産（建物）データ整備）

第8条で貸与を受けたExcel形式のデータを変換し、普通財産（建物）データを整備するものとする。なお、属性情報は貸与されたデータに含まれる内容を用いて設定するものとする。

第51条（災害発生箇所データ整備）

第8条で貸与を受けた紙媒体若しくはPDF形式のデータを基にして、災害発生箇所データを整備するものとする。

第52条（消火栓データ整備）

第8条で貸与を受けた紙媒体若しくはPDF形式のデータを基にして、消火栓データを整備するものとする。整備対象は500箇所程度とし、整備対象は位置情報のみとする。

第53条（防火水槽データ整備）

第8条で貸与を受けた紙媒体若しくはPDF形式のデータを基にして、防火水槽データを整備するものとする。整備対象は250箇所程度とし、整備対象は位置情報のみとする。

第54条（防災行政用無線子局データ整備）

第8条で貸与を受けたExcel形式のデータを基にして、防災行政用無線子局データを整備するものとする。なお、属性情報は貸与されたデータに含まれる内容を用いて設定するものとする。

第55条（集会施設データ整備）

第8条で貸与を受けたExcel形式のデータを基にして、集会施設データを整備するものとする。なお、属性情報は貸与されたデータに含まれる内容を用いて設定するものとする。

第56条（避難所データ整備）

第8条で貸与を受けたExcel形式のデータを基にして、避難所データを整備するものとする。なお、属性情報は貸与されたデータに含まれる内容を用いて設定するものとする。

第57条（消防施設データ整備）

第8条で貸与を受けたExcel形式のデータを基にして、消防施設データを整備するものとする。なお、属性情報は貸与されたデータに含まれる内容を用いて設定するものとする。

第58条（投票所位置データ整備）

第8条で貸与を受けたExcel形式のデータを基にして、投票所位置データを整備するものとする。なお、属性情報は貸与されたデータに含まれる内容を用いて設定するものとする。

第59条（ポスター掲示場位置データ整備）

第8条で貸与を受けたExcel形式のデータを基にして、ポスター掲示場位置データを整備するものとする。なお、属性情報は貸与されたデータに含まれる内容を用いて設定するものとする。

第60条（ゴミステーション位置データ整備）

第8条で貸与を受けた紙媒体若しくはPDF形式のデータを基にして、ゴミステーション位置データを整備するものとする。整備対象は420箇所程度とし、整備対象は位置情報のみとする。

第61条（公衆無線LANアクセスポイントデータ整備）

第8条で貸与を受けたExcel形式のデータを基にして、公衆無線LANアクセスポイントデータを整備するものとする。なお、属性情報は貸与されたデータに含まれる内容を用いて設定するものとする。

第62条（法定外公共物データ整備）

第8条で貸与を受けた紙媒体若しくはPDF形式のデータを基にして、法定外公共物データを整備するものとする。整備対象は17,500箇所程度とし、凡例に応じた着色設定のみを行い、属性情報は付与しないものとする。また、経年変化等により底地の情報が現況の筆界と整合しない場合には、対象箇所を発注者に報告し、対応方針について発注者と受注者で協議するものとする。

第63条（町道網図データ整備）

第8条で貸与を受けた町道網図を参考に、町道網図データを整備するものとする。整備対象は町道全路線 609.87kmとし、属性情報として以下の内容を入力するものとする。

- (1) 路線番号
- (2) 路線名称
- (3) 路線延長
- (4) 起点地番
- (5) 終点地番
- (6) 道路種別
- (7) 総延長
- (8) 実延長
- (9) 認定年月日

第64条（橋梁データ整備）

第8条で貸与を受けた橋梁台帳を参考に、橋梁データを整備するものとする。整備対象は80箇所とし、属性情報として以下の内容を入力するとともに、電子化した橋梁台帳を添付ファイルとしてリンクさせるものとする。

- (1) 管理番号
- (2) 橋梁名称
- (3) 路線番号
- (4) 橋長
- (5) 構造
- (6) 建築年

第65条（下水道管渠データ修正）

第8条で貸与を受けた下水道施設情報について、本管データの起終点位置を人孔データの図形情報の重心と重なるようデータ修正を行うものとする。修正対象は公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水・コミュニティプラントの全ての施設情報 93.2kmとする。修正したデータは下水道台帳管理機能のシミュレーション機能を用いるなどして、正しくデータが修正されたことを検証するものとする。

第66条（受益者負担金データ作成）

第8条で貸与を受けた受益者負担金リストを用いて、受益者負担金に関する契約が

なされている土地のデータを作成するものとする。データ作成は地番現況図を用いた筆界単位でデータ整備を行うものとし、対象はまず接続箇所分の4,200箇所程度とする。なお、経年変化等によりリスト上の地番情報が地番現況図データの地番情報と整合しない場合には、対象箇所を発注者に報告し、対応方針について発注者と受注者で協議するものとする。

第9章 データ移行及びセットアップ等の各種要件

第67条（統合型 GIS 及び公開型 GIS データ移行概要）

発注者が保有若しくは使用する各種地理情報システムに格納された地理情報及び主題図データを必要に応じてデータ変換し、統合型 GIS 及び公開型 GIS にセットアップするものとする。なお、データ移行によりセットアップするデータの対象は以下のとおりとするが、図形のアイコンや色調などの表現方法に関する詳細は、発注者と受注者の協議により決定するものとする。

所管課	データ名称	貸与形式	搭載対象システム	
			統合型 GIS	公開型 GIS
税務課	地番現況図データ	Shape 形式	○	
	家屋現況図データ	Shape 形式	○	
	地籍調査完了筆データ	Shape 形式	○	
総務課	土砂災害警戒区域データ	Shape 形式	○	○
	土砂災害特別警戒区域データ	Shape 形式	○	○
	浸水想定区域図データ	Shape 形式	○	○
農林課	農振農用地データ	Shape 形式	○	
	農業用施設用地データ	Shape 形式	○	
	農業振興地域界データ	Shape 形式	○	
企画財政課	空家等データ	Shape 形式	○	
建設課	盛土のり面データ	Shape 形式	○	
	擁壁工データ	Shape 形式	○	
	シェッドデータ	Shape 形式	○	
	カルバート工データ	Shape 形式	○	
	横断歩道橋データ	Shape 形式	○	
	照明データ	Shape 形式	○	
	標識データ	Shape 形式	○	
	国道データ	Shape 形式	○	
	県道データ	Shape 形式	○	
	市町村界データ	Shape 形式	○	
建設課	大字データ	Shape 形式	○	
	字データ	Shape 形式	○	
	道路台帳図データ	DXF 形式	○	

	地形図データ	DXF 形式	○	
	道路台帳図郭データ	DXF 形式	○	
	道路台帳図郭ラベルデータ	DXF 形式	○	

第68条（下水道台帳管理機能データ移行概要）

発注者が保有する既存の下水道台帳管理機能に格納された地理情報及び主題図データを必要に応じてデータ変換し、本業務で構築する下水道台帳管理機能にセットアップするものとする。なお、データ移行によりセットアップするデータの対象は以下のとおりとするが、図形のアイコンや色調などの表現方法に関する詳細は、発注者と受注者の協議により決定するものとする。また、データ移行の作業を行う上で、既存のレイヤに関する使用状況等について協議を行い、システムの機能を用いて集約できるものなどがあれば、移行対象から外し、より効率的な運用管理ができる仕組みへと変更するものとする。

レイヤ名称	貸与形式
強調保存	Shape 形式
橋梁名	Shape 形式
全撤去【グレー表示】	Shape 形式
圧送	Shape 形式
一覧図用	Shape 形式
幹枝区分	Shape 形式
備考	Shape 形式
深さ不明	Shape 形式
全撤去→非表示	Shape 形式
ポンプ表示	Shape 形式
受益者負担金	Shape 形式
【作業用】施設番号	Shape 形式
ポンプ表示	Shape 形式
不明フラグ	Shape 形式
辯注記深さ	Shape 形式
住基情報	Shape 形式
世帯人数	Shape 形式
整備状況	Shape 形式
接続状況	Shape 形式
供用開始年月	Shape 形式
供用開始年月、面積	Shape 形式
凡例用	Shape 形式
面積	Shape 形式
地図番号	Shape 形式
【利用状況調査図面】小字線_赤	Shape 形式

【利用状況調査図面】小字名_赤	Shape 形式
小字名	Shape 形式
農振農用地区域	Shape 形式
筆界（未登記地区）（建）農振農用地区域	Shape 形式
自由作画データ1	Shape 形式
その他	Shape 形式
その他名称	Shape 形式
一般名称	Shape 形式
公共物名称	Shape 形式
図郭枠	Shape 形式
1.DM 旧南部町	DM 形式
1.DM 旧南部町（グレー）	DM 形式
地図番号	Shape 形式
3.区画割平面図	Shape 形式
4.あかね団地図面	Shape 形式
区画割平面図（2期）	Shape 形式
区画割平面図（2期）拝啓	Shape 形式
軌道	Shape 形式
建築物	Shape 形式
水域・水涯線	Shape 形式
水部構造物	Shape 形式
測量の基準点	Shape 形式
等高線	Shape 形式
標高点	Shape 形式
航空写真（2021年撮影）あかね団地	TIFF 形式等
国土地理院基盤地図（2019年）	DM 形式等
国土地理院基盤地図 10mメッシュ（標高）	Shape 形式
国土地理院基盤地図 5mメッシュ（標高）	Shape 形式

第69条（統合型 GIS 及び公開型 GIS データセットアップ概要）

前章までに新たに調達・整備した各種地理情報及び主題図データについて、統合型 GIS 及び公開型 GIS にセットアップするものとする。なお、セットアップするデータの対象は以下のとおりとするが、図形のアイコンや色調などの表現方法に関する詳細は、発注者と受注者の協議により決定するものとする。

所管課	データ名称	搭載対象システム	
		統合型 GIS	公開型 GIS
社会教育課	埋蔵文化財包蔵地データ	○	○

	名勝・史跡・天然記念物	○	○
交流推進課	空き家バンク登録申請箇所データ	○	
建設課	都市計画図データ（レベル10000）	○	○
	都市計画区域データ	○	○
	都市計画用途区域データ	○	○
	法定外公共物データ	○	
	町道網図データ	○	○
	橋梁データ	○	
	下水道施設データ	○	○
健康こども課	子育て関連施設情報データ	○	○
総務課	普通財産（土地）データ	○	
	普通財産（建物）データ	○	
	災害発生箇所データ	○	○
	消火栓データ	○	○
	防火水槽データ	○	○
	防災行政用無線子局データ	○	○
	集会施設データ	○	○
	避難所データ	○	○
	消防施設データ	○	○
	投票所位置データ	○	○
	ポスター掲示場位置データ	○	○
	ゴミステーション位置データ	○	○
住民生活課	公衆無線LANアクセスポイント	○	○
企画財政課	民間地図データ		○
	住宅地図データ	○	

第70条（統合型 GIS データセットアップ）

発注者が保有若しくは使用する各種地理情報システムから移行する主題図データは前述のとおりとするが、移行データに添付ファイル等が存在する場合はそれらも含むものとし、各レイヤに対応した閲覧権限及び編集権限についても、発注者の指示の下で適宜設定するものとする。なお、地番現況図データ等の個人情報を含むものについては、対象となる課や公開する範囲等に関して、所管部署と協議を重ねた上でセットアップを行うものとする。

第71条（公開型 GIS データセットアップ）

公開型 GIS に搭載する各種地理情報及び主題図データは前述のとおりとするが、公開型 GIS の利便性を向上させる目的で、民間地図以外に有用であるとされる背景図がある場合には、適宜受注者の提案によりシステム搭載を検討するものとする。

また、公開型 GIS のポータルサイト上で公開レイヤをどのようにカテゴリ分けするか、各レイヤの凡例及びアイコン表示等をどのように設定するか等については発注者と受注者にて協議を行い、公開前にテストサイトを用意するなどしてレイヤ単位で発

注者の承認を得るものとする。

第72条（検索テーブルの設定）

公開型 GIS 及び統合型 GIS の利便性を向上させる目的で、前条までにセットアップしたデータを用いて各種検索テーブルの設定を行うものとする。各システムにおいて設定する検索方法及び検索元とするデータベースは、以下のとおりとする。

（1） 公開型 GIS

① 住所・目標物検索機能

- ・第6章で調達した民間地図のデータベースを用いて、住所・目標物に関する検索テーブルの設定を行うものとする。

（2） 統合型 GIS

① 住所・目標物検索機能

- ・第6章で調達した住宅地図のデータベースを用いて、住所・目標物に関する検索テーブルの設定を行うものとする。

② 地番検索機能

- ・本章でセットアップした地番現況図のデータベースを用いて、地番に関する検索テーブルの設定を行うものとする。

第10章 操作研修及び操作マニュアルの作成

第73条（操作研修）

本業務で構築するシステムの本稼働前に操作研修を実施するものとする。操作研修の形態は集合研修を原則とするが、使用する機材や詳細な研修内容、研修回数等については、各システムを所管する部署と個別に協議を行い、受注者は発注者の指示に従うものとする。なお、各システムの研修会内容を調整する上での窓口は以下のとおりとする。

システム名称	所管部署
公開型 GIS	企画財政課
統合型 GIS	
空き家情報管理機能	
道路台帳管理機能	建設課
下水道台帳管理機能	

第74条（操作マニュアルの作成）

本業務で構築するシステムの操作マニュアルを作成するものとする。操作マニュアルは初心者でも理解しやすいように利用できる機能の説明を分かりやすく記述し、機能ごとに操作の手順、入力方法などを明確に記述すること。なお、操作マニュアルは紙媒体を1部、PDF形式を電子記録媒体に収めたものをそれぞれ用意するものとする。

第75条（管理者マニュアルの作成）

本業務で構築するシステムに関する管理者が行うべき操作（ユーザ登録・変更・削除、権限設定、レイヤ追加、属性登録、操作ログ取得など）を取りまとめた管理者向けの操作マニュアルを作成するものとする。障害発生時における必要な対処措置などについても、専門的な知識がなくても理解できるよう、分かりやすい記述とするとしている。なお、操作マニュアルは紙媒体を1部、PDF形式を電子記録媒体に収めたものをそれぞれ用意するものとする。

第11章 運用サポート

第76条（システム運用保守）

本業務で構築した各種システムについて安定したサービス提供をするにあたり、システムの安定稼働に必要な運用保守対応を行うものとする。運用保守の内容は以下のとおりとするが、詳細は別途受注者がSLA案を提出し、発注者と協議の下で決定するものとする。

項目		種別	サービスレベル
問合せ対応	問合せ対応	全システム	電話（平日8:30～17:30）、メール（随時）
	一次対応		翌営業日以内
障害対応	受付		電話（平日8:30～17:30）、メール（随時）
	原因究明・解決方法、対応スケジュールの提示		翌営業日以内
	障害の除去		報告したスケジュールに基づく対応
	障害対応の報告		レポート等の提出
定期点検等	ログ収集解析	公開型GIS・統合型GIS	定期報告・2回／年
		空き家情報管理機能・道路台帳管理機能・下水道台帳管理機能	定期報告・1回／年
		バックアップ	月次によるフルバックアップ
随時作業	ウィルス定義ファイル	全システム	リリース後、1週間以内に適用
	セキュリティパッチ	全システム	リリース後、確認及び検証を行った上で速やかに適用

第77条（システム運用支援）

本業務で構築した各種システムの円滑な運用を行うために、システムのサポート対応として必要な運用支援対応を行うものとする。運用支援の内容は、以下のとおりとする。

項目		種別	サービス内容
操作研修会 対応	研修会対応	全システム	必要に応じて1回／年
システム 改良対応	属性追加 属性削除	全システム	現行プログラムの改変を伴わない改良等について、発注者の求めに応じて速やかに対応すること
レイヤ設定 対応	レイヤ登録 レイヤ追加 レイヤ削除	各種管理機能 システム	発注者の求めに応じて速やかに対応すること
権限設定 対応	追加・削除 ・変更等	各種管理機能 システム	発注者の求めに応じて速やかに対応すること

第12章 成果品等

第78条 (完了検査及び成果品)

受注者は、本業務の完了後5日以内に完了届を提出し、発注者の指示に従い指定の場所に以下の成果品を納品するものとする。また、主任技術者の立会いの下で、発注者の検査を受けるものとする。

- (1) 作業報告書 1式
- (2) 公開型 GIS
 - ① 公開型 GIS（ソフトウェア使用権） 1式
 - ② 公開型 GIS ポータルサイト 1式
 - ③ 公開型 GIS 用民間地図データ（サーバ格納） 1式
 - ④ 公開型 GIS 操作マニュアル（紙媒体・PDF形式） 1式
- (3) 統合型 GIS
 - ① 統合型 GIS（ソフトウェア使用権） 1式
 - ② 統合型 GIS ポータルサイト 1式
 - ③ 統合型 GIS 用住宅地図データ（サーバ格納） 1式
 - ④ 統合型 GIS 操作マニュアル（紙媒体・PDF形式） 1式
- (4) 空き家情報管理機能
 - ① 空き家情報管理機能（ソフトウェア使用権） 1式
 - ② 空き家情報管理機能データ（サーバ格納） 1式
 - ③ 空き家情報管理機能操作マニュアル（紙媒体・PDF形式） 1式
- (5) 道路台帳管理機能
 - ① 道路台帳管理機能（ソフトウェア使用権） 1式
 - ② 道路台帳管理機能データ（サーバ格納） 1式
 - ③ 道路台帳管理機能操作マニュアル（紙媒体・PDF形式） 1式
- (6) 下水道台帳管理機能
 - ① 下水道台帳管理機能（ソフトウェア使用権） 1式
 - ② 下水道台帳管理機能移行データ（サーバ格納） 1式
 - ③ 下水道台帳管理機能操作マニュアル（紙媒体・PDF形式） 1式

(7) 数値図化	
① 製品仕様書（紙媒体・PDF 形式）	1 式
② 数値地形図データファイル（地図情報レベル 10000・DM 形式・ PDF 形式・サーバ及び電子記憶媒体格納）	1 式
③ 精度管理表（紙媒体・PDF 形式）	1 式
④ 品質評価表（紙媒体・PDF 形式）	1 式
(8) 各種共用空間データ（サーバ格納）	1 式
(9) 操作研修会資料	1 式
(10) 打合せ協議簿	1 式
(11) その他必要資料	1 式

以上